

こころあ

訪問看護ステーション

重 要 事 項 説 明 書

ご利用者名 様

医療法人 永和会

— 目 次 —

1	指定訪問看護サービスを提供する事業者について	P 1
2	利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について	P 1
3	提供するサービスの内容について	P 3
4	提供するサービスの利用料について	P 4
5	その他の費用について	P 1 2
6	利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について	P 1 2
7	担当する看護職員の変更を希望される場合の相談窓口について	P 1 3
8	サービスの提供にあたって	P 1 3
9	虐待の防止について	P 1 3
1 0	事故発生時の対応方法について	P 1 4
1 1	身分証携行義務	P 1 4
1 2	心身の状況の把握	P 1 4
1 3	居宅介護支援事業者等との連携	P 1 4
1 4	サービス提供の記録	P 1 4
1 5	衛生管理等	P 1 4
1 6	サービス提供に関する相談、苦情について	P 1 4
1 7	指定訪問看護サービス内容の見積もりについて	P 1 5
1 8	秘密の保持と個人情報保護について	P 1 6
1 9	緊急時に対応方法について	P 1 7
2 0	重要事項の説明と申し込み	P 1 8

医療法人 永和会 こころあ訪問看護ステーション

【訪問看護サービス重要事項説明書】

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 永和会
代表者氏名	理事長 南川佳之
本部所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府 貝塚市 森 497 番地 (Tel 072-446-0166 ・ Fax 072-447-1275)
法人設立年月日	昭和 53 年 3 月 7 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	こころあ 訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	大阪府指定 2761390190
事業所所在地	大阪府 貝塚市 森 497 番地
連絡先 相談担当者名	Tel 072-446-0166 ・ Fax 072-447-1275 管理者 吉村幸一
事業所の通常の 事業の実施地域	貝塚市

サテライト名称	こころあ訪問看護ステーション サテライト 天下茶屋
サテライト所在地	大阪府大阪市西成区岸里 1 丁目 1 番地 4 号
連絡先	別記 担当者にご連絡下さい

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当訪問看護ステーションは、訪問看護又は予防訪問看護の利用者に対し、適切な看護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ると共に、家庭や地域社会で療養できるよう支援することを目的とする。
運営の方針	利用者の居宅における療養生活を支援するにあたって、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービスとの調和や連携をとることにより、地域に密着した看護サービスを提供するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日
営 業 時 間	午前 9 時～午後 5 時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～日曜日
サービス提供時間	午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

(5) 事業所の職員体制

	職 務 内 容	人 員 数
管理者	管理者氏名：吉村幸一 ①主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 ②訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 ③従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員	①指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 ②主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 ③利用者へ訪問看護計画を交付します。 ④指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 ⑤利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 ⑥常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 ⑦サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 ⑧訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 ⑨訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 ⑩訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。 ⑪介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	看護 職員 常 勤 5 名 非常勤 2 名 作業所療法士 常 勤 2 名

3 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに（介護保険の場合には、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、）利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ①病状・障害の観察。 ②清拭・洗髪等による清潔の世話。 ③食事および排泄等日常生活の世話。 ④床ずれの予防・処置。 ⑤認知症患者の看護。 ⑥療養生活や介護方法の指導。 ⑦カテーテル等の管理。 ⑧ターミナルケア ⑨その他医師の指示による医療処置。
訪問看護職員の禁止行為	①利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり。 ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。 ③利用者の同居 家族に対するサービス提供。 ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食。 ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。） ⑥その他利用者又は家族等に対して行なう宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為。

4 提供するサービスの利用料について

(1) 介護保険サービス（利用者の自己負担額は「金額」の1割）（「金額」＝単位×10.42円）

項目	内 容		単位	金額
①訪問看護費	20 分未満	看護師	314 単位	3,271 円
		准看護師	283 単位	2,948 円
	30 分未満	看護師	471 単位	4,907 円
		准看護師	424 単位	4,418 円
	30 分以上 1 時間未満	看護師	823 単位	8,575 円
		准看護師	741 単位	7,721 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	看護師	1,128 単位	11,753 円
		准看護師	1,015 単位	10,576 円
指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問看護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。				
②複数名訪問加算	・(*2)を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合。 ・利用者又はその家族の同意があること。 ・訪問を行うのは (1)両名とも看護師又は准看護師であること。 (2)看護師等と看護補助者。	30 分未満	(1) 254 単位 (2) 201 単位	2,646 円 2094円
		30 分以上	(1) 402 単位 (2) 317 単位	4,188 円 3303円
③初回加算	・新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合。 ・初回の訪問看護を行った月に算定。 ・退院時共同指導加算を算定する場合は、算定できない。	(1)350 単位	3,647 円	
		(2)300 単位	3,126 円	
④退院時共同指導加算	・病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、退院・退所にあたり主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した際に1回に限り算定。(特別な管理を要する者(*3)である場合2回)	600 単位	6,252 円	

(注) 介護保険の訪問看護は、通院が困難な利用者が対象となり、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等（*1）の患者は、医療保険の対象となる。

(注) 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い

利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護費は算定しない。

（注）初回加算について

本加算は、利用者が過去2月間（暦月）において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定する。

（注）施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の退所（退院）日又は短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。（厚生労働大臣が定める状態（*3）にある利用者に限り、訪問看護費を算定できる。また入所（入院）当日については、当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。

- （*1）指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注1の厚生労働大臣が定める疾病等多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態。

（*2）指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める基準

同時に複数の看護師等により指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき

- イ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による指定訪問看護が困難と認められる場合
- ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

（*3）指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注6の厚生労働大臣が定める状態

次のいずれかに該当する状態

- イ 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ハ 人工肛こう門又は人工膀胱ぼうこうを設置している状態
- ニ 真皮を越える褥瘡の状態
- ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

(2) 医療保険サービス（利用者の自己負担額は「金額」の1～3割）

項目	内 容		回数	金額	
①訪問看護基本療養費(Ⅰ)	・在宅の療養者へのサービス提供で、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定する日と合わせて週3日を限度。次の場合には週4日以降もサービスを受けることができる ①厚生労働大臣が定める疾病等(*4) ②急性増悪の為、主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けて、交付日から14日を限度。(*10の場合月2回)	看護師	週3日まで	5,550 円	
			週 4 日以降	6,550 円	
		准看護師	週3日まで	5,050 円	
			週 4 日以降	6,050 円	
②訪問看護基本療養費(Ⅱ)	・同一建物居住者へのサービス提供で、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定する日と合わせて週3日を限度。次の場合には週4日以降もサービスを受けることができる。 ①厚生労働大臣が定める疾病等(*4) ②急性増悪の為、主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けて、交付日から14日を限度。 (*10の場合月2回)	同一日に2人まで	看護師	週3日まで	5,550 円
			看護師	週 4 日以降	6,550 円
			准看護師	週 3 日まで	5,050 円
			准看護師	週 4 日以降	6,050 円
		同一日に3人以上(1人目から)	看護師	週3日まで	2,780 円
			看護師	週 4 日以降	3,280 円
			准看護師	週3日まで	2,530 円
			准看護師	週 4 日以降	3,030 円
③訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者(*5)に指定訪問看護を行った場合に入院中1回のみ。(*4の場合は2回を限度)	看護師等(*8)	入院中1回	8,500 円	
④複数名訪問看護加算	・(*7)に該当する同時に看護職員(*9)と他の看護師等(*8)との同行訪問による指定訪問看護を実施した場合に週に1回に限り、看護職員と看護補助者との同行による指定訪問看護を実施した場合は週3回まで加算。 (*4に該当する疾病等及び特別訪問看護指示書の交付を受けている利用者に対する指定訪問看護に看護補助者が同行する場合は、回数の制限なし。) ・利用者又はその家族等の同意必要。 1人以上は看護職員(*9)であること。	看護職員と他の看護師	週 1 回	4,500 円	
		看護職員と他の准看護師	週 1 回	3,800 円	
		看護職員と看護補助者	週 3 回(制限なし)	3,000 円	

⑤難病等複数回 訪問加算	・(*4)に該当する利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を実施した場合。	—	2回／1日	4,500 円 (1日1回)
		—	3回以上／1日	8,000 円 (1日1回)
⑥長時間訪問 看護加算	・(*6)に該当する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合に、1人の利用者に対して週1回(15歳未満の超重症児又は準超重症児においては週3回)に限り加算。	看護師等 (*8)	週1日まで (週3日)	5,200 円
⑦訪問看護情報 提供療養費	お住まいの地域の保健福祉サービスとの連携を図り、総合的な在宅療養を進めるため、市町村に対し訪問看護の実施に関する情報を提供したときに算定いたします。	月1回	—	1,500 円

(*4) 【基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者】

週三日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当するもの

(1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態の者

(2) 特掲診療料の施設基準等別表第8の各号に掲げる者

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を越える褥瘡の状態にある者又は在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

(*5) 【基準告示第2の2に規定する者】

次のいずれかに該当する者

(1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者

(2) 特掲診療料の施設基準等別表第8各号に掲げる者

(3) その他在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり訪問看護が必要であると認められた者

(*6) 【基準告示第2の3に規定する者】

長時間の訪問看護を要する利用者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 十五歳未満の超重症児又は準超重症児

(2) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

(3) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

(*7) 【基準告示第2の4に規定する者】

一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1)特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
- (2)特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
- (3)特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- (4)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- (5)その他利用者の状況等から判断して、(1)から(4)のいずれかに準ずると認められる者(看護補助者の場合に限る。)
- (*8)【看護師等】保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (*9)【看護職員】保健師、助産師、看護師又は准看護師
- (*10)【別に厚生労働大臣が定める疾病等】
気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を超える褥瘡の状態にある者

(3) 精神科訪問看護（負担割合は医療保険サービスに同じ。自立支援の場合、個別に説明。）

項目	内 容		回数	金額	
①精神科訪問 看護基本療養費 （Ⅰ）	・在宅の療養者（精神障害者）へのサービス提供で、精神科訪問看護基本療養費及び訪問看護基本療養費を算定する日と合わせて週3日を限度。 ・次の場合には週4日以降もサービスを受けることができる。（①又は②） ①退院後3月以内の期間において行われる場合は週5日を限度。 ②急性増悪の為、主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けて、交付日から14日を限度。	看護師 又 作業療法士	週3日まで （30分以上）	5,550 円	
			週3日まで （30分未満）	4,250 円	
			週4日以降 （30分以上）	6,550 円	
			週4日以降 （30分未満）	5,100 円	
		准看護師	週3日まで （30分以上）	5,050 円	
			週3日まで （30分未満）	3,870 円	
			週4日以降 （30分以上）	6,050 円	
			週4日以降 （30分未満）	4,720 円	
②24 時間対応 体制加算	① 電話等、常時連絡体制が整っている。 ② 必要に応じ緊急訪問ができる。	看護師等	月 1 回	6520 円	
③精神科訪問 看護基本療養費 （Ⅲ）	・同一建物居住者へのサービス提供で、精神科訪問看護基本療養費及び訪問看護基本療養費を算定する日と合わせて週3日を限度。 ・次の場合には週4日以降もサービスを受けることができる。（①又は②） ①退院後3月以内の期間において行われる場合は週5日を限度。 ②急性増悪の為、主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けて、交付日から14日を限度。	同一日 に 2 人 まで	看護師 ・ 作業療法士	週3日まで （30分以上）	5,550 円
				週3日まで （30分未満）	4,250 円
				週4日以降 （30分以上）	6,550 円
				週4日以降 （30分未満）	5,100 円
			准看護師	週3日まで （30分以上）	5,050 円
				週3日まで （30分未満）	3,870 円
				週4日以降 （30分以上）	6,050 円
				週4日以降 （30分未満）	4,720 円
		同一日 に 3 人 以上 （1人目 から）	看護師 ・ 作業療法士	週3日まで （30分以上）	2,780 円
				週3日まで （30分未満）	2,130 円
				週4日以降 （30分以上）	3,280 円
				週4日以降 （30分未満）	2,550 円
			准看	週3日まで （30分以上）	2,530 円

			護 師	週 3 日まで (30 分未満)	1,940 円
				週 4 日以降 (30 分以上)	3,030 円
				週 4 日以降 (30 分未満)	2,360 円
⑤精神科訪問 看護基本療養費 (IV)	- 入院中に退院後の指定訪問看護を受けようとする者(※5 に限る。)が、在宅療養に備えて一時的に外泊をする際、訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、入院中1回に限り算定できる。(※4 の利用者で、外泊が必要と認められた者に関しては、入院中2回まで算定可能。) - 訪問看護管理療養費は算定不可	保健師等 (*12)		入院中 1 回 (入院中2回)	8,500 円
⑥複数名精神科 訪問看護加算	- 利用者又はその家族等の同意が必要。 - 看護師と他の保健師等(*12)、看護補助者又は精神保健福祉士との同行による指定訪問看護を実施した場合(30 分未満の場合を除く。)に加算。但し看護補助者又は精神保健福祉士が同行する場合には、週1回に限り加算。 1人以上は看護師であること。	看護師と他の 看護 師 又 は 作業療法士		—	4,500 円
		看護師と他の 准看護師		—	3,800 円
		看護師と看護 補助 者 又 は 精 神 保 健 福 祉 士		週1回	3,000 円
⑧長時間精神科 訪問看護加算	(※6)に該当する長時間の訪問を要する者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合に、週1回(15 歳未満の超重症児、準超重症児には週3回)に限り加算。	保健師等 (*12)		週1回 (週3回)	5,200 円

(注) 初回の訪問時においては、訪問看護記録書に、病歴、家族の構成、家庭での看護の状況、家屋の状況、日常生活活動の状況、保健福祉サービスの利用状況等の概要を記入。

(注) 毎回の訪問時においては、訪問看護記録書に、訪問年月日、利用者の体温、脈拍等の心身の状態、利用者の病状、家庭等での看護の状況、実施した指定訪問看護の内容、指定訪問看護に要した時間等の概要及び訪問に要した時間(特別地域訪問看護加算を算定する場合に限る。)を記入すること。また、訪問看護ステーションにおける日々の訪問看護利用者氏名、訪問場所、訪問時間(開始時刻及び終了時刻)及び訪問人数等について記録し保管。

(*11) 【精神障害者施設】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム

(*12) 【保健師等】 保健師、看護師、准看護師、作業療法士

(4) (2) と (3) に共通に加算される医療保険サービス

項目	内 容		回数	金額
①訪問看護管理療養費	利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に訪問の都度算定。	—	月の初回	7,710 円
			2回目以降	3,010 円
②退院支援指導加算	(*13)に該当する利用者に対して、保険医療機関から退院するに当って、看護師等(准看護師を除く)が、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に初日の指定訪問看護の実施日に1回に限り加算。	看護師等(*8) 准看護師除く	—	6,000 円
③在宅患者連携指導加算	在宅で療養を行っている通院が困難な利用者について、利用者又はその家族の同意を得て、月2回以上医療関係職種間で文書等(電子メール、ファクシミリでも可)により共有された診療情報を基に、利用者又はその家族等に対して指導等を行った場合に、月1回に限り算定。	看護師等(*8) 准看護師除く	月1回	3,000 円
④在宅患者緊急時カンファレンス加算	・関係する医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、当該カンファレンスで共有した利用者の診療情報等を踏まえ、それぞれの職種が当該利用者又は家族等に療養上必要な指導を行った場合。 ・原則利用者の居住の場で行う。	看護師等(*8) 准看護師除く	月2回まで	2,000 円
⑤訪問看護情報提供療養費	- 利用者の居住する市町村に指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、保険福祉サービスに必要な情報を提供した場合。 - 利用者の同意が必要。 - 同一月に介護保険による訪問看護を受けていない。 - 他の訪問看護ステーションが算定している場合は不可。	—	月1回	1,500 円

(*13)【基準告示第2の7に規定する者】

退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
- (2) 特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者
- (3) 退院日の訪問看護が必要であると認められた者

5 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、交通費を利用者に負担していただきます。なお、自動車の場合は事業所から片道10キロメートル以上 500円を負担していただきます。(高速道路を利用した場合はその利用代金をご負担していただきます)
② キャンセル料	指定訪問看護サービスの利用を正当な理由なく当日のキャンセルもしくは不在だった場合、キャンセル料として2500円ご負担していただきます。
③法定代理受領を行わない場合	前述に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
④その他	サービス提供となる利用者の居宅で使用する電気・ガス・水道の利用は、利用者の負担となります。

6 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 請求方法	ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 支払い方法	ア サービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。再発行は出来ません。)
③ その他	利用料、及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 吉村幸一 イ 連絡先電話番号 072-446-0166 同ファックス番号 072-447-1275 ウ 受付日及び受付時間 月～土曜日（祝日除く） 午前 9 時～午後 5 時
※担当する看護職員に関して利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。	

8 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、医療保険・介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況（介護保険の場合には、居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、）また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて見直しさせていただきます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

9 虐待の防止について

虐待防止に関する責任者	虐待防止・人権擁護委員 徳田美保子
-------------	-------------------

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.1 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.2 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.3 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1.4 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.5 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1.6 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・相談及び苦情の内容について、「苦情（相談）対応記録」を作成している。
- ・管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。
- ・把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。）
- ・事業所において処理し得ない内容については、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し対処する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 大阪府貝塚市森497番地 電話番号 072-446-0166 FAX 072-447-1275 受付時間 午前9～午後5時（日・祝除く）
【市町村（保険者）の窓口】 (利用者の居宅がある市町村(広域連合)の介護保険担当部署の名称)	貝塚市役所 高齢介護課 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号 電話 072-423-2151（代表）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課	所在地 大阪府中央区常磐町1丁目3番8号 (中央大通FNビル内) 電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417 受付時間 月～金（祝日除く）午前9時～午後5時

1.7 業務継続計画策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
※社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
※社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

1.8 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

職員氏名	吉村幸一
------	------

(2) 1 か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

1 9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

事業者	所在地	大阪府 貝塚市森497番地
	法人名	医療法人 永和会
	代表者名	理事長 南川佳之 印
	事業所名	こころあ訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、指定訪問看護又は予防訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

20 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状が急変した場合やその他必要に応じて、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医氏名	病院名	電話番号

緊急連絡先

連絡先 家族等氏名	続柄	電話番号	その他

21 重要事項の説明と申し込み（利用同意ならび利用契約）

重要事項説明書の説明年月日と利用同意契約日 令和 年 月 日（ ）

お手続きにご協力いただきありがとうございました。
ご質問があれば、いつでもお気軽におたずね下さい

こころあ訪問看護ステーション
スタッフ一同